

レジジャー用小型船舶係留施設使用のご案内

平成31年3月

仙台塩釜港湾事務所

はじめに

この案内は、宮城県が管理するレジャー用小型船舶係留施設（プレジャーボートスポット（以下、「PBS」という。））を使用いただくために必要な手続きや施設のルールのほか、皆さまが施設を快適に使用していただくために守っていただきたい事項について記載しています。

宮城県仙台塩釜港湾事務所

目 次

1	目的	P1
2	PBS の概要	P1
3	PBS を使用できる方	P1
4	PBS の基本事項	P1
5	PBS の申し込みにあたって	P2
6	禁止事項	P3
7	施設の使用について（使用上のルールなど）	P3
8	事故等が発生した場合	P4
9	施設管理者連絡先	P4

1 レジャー用小型船舶係留施設の設置目的

塩釜港区内の船舶の航行安全と係留の適正化を図るため、レジャー用小型船舶を対象とした係留施設を設けております。

2 PBS の概要

別紙を参照ください。

3 PBS を使用できる方

(1) 使用できる方

港湾管理者に使用許可を申請し、許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用できます。

(2) 使用者とは

- ① 使用船舶の所有者
- ② 使用船舶の使用（借用）又は占有する権利を持つ方（共同使用者や借りている方など）

(3) 使用できなくなる時

- ① 使用者から使用中止の申し出があったとき。
- ② 施設使用料を滞納したとき。
- ③ 県港湾施設管理条例やその他法令に違反した場合及び許可条件に違反し、県が使用許可を取消ししたとき。
- ④ 県が施設維持管理上やむを得ない必要が生じたとき。

4 PBS 使用の基本事項

(1) PBS を使用できる船舶

※ 船舶検査証書及び船舶検査票の交付を受けている船舶が対象です。

- ・ モーターボート
- ・ 和船タイプ
- ・ 漁船タイプ

※ 水上オートバイや手漕ぎボート、ヨット等は使用できません。

(2) 使用期間

- ・ 許可期間は、12か月（1年間）です。

(3) 使用料

- ・ 使用料は、使用許可証の送付時に同封されている納入通知書で、納入期限までに一括して納入してください。
- ・ 使用料は前納です。ただし、許可期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度分を4月30日までに納入してください。
- ・ 期限までに納入されない場合は、更新申請等があっても許可できません。
- ・ 途中で使用を中止した場合であっても、使用料は返還しません。

[使用料]

許可期間	使用料
12か月	68,400円

5 PBSの使用申込について

(1) 申請にあたって

- ① 必ず施設の構造や位置などを確認の上で、申請してください。
- ② 船舶を所有している方又は、船舶を使用・占有する権利を持つ方（共同使用者や借入者など）が申請できます。なお、共同所有者（使用者）の場合は、連名で申請してください。

(2) 申請

- ① 申請の際には、レジャー用小型船舶物揚場使用申請書に以下の書類を添付してください。
 - ・ 船舶検査手帳（写し）
 - ・ 船舶検査証書（写し）
 - ・ 個人の場合は住民票を、法人の場合は登記簿謄本を添付してください。（いずれも申請日から3か月以内の発行日のものをご用意ください。）
 - ・ 小型船舶操縦免許証（写し）
 - ・ 誓約書
 - ・ 共同所有者（使用者）の場合は、連名申請者名簿
 - ・ 申請者が法人又は申請者が操縦免許を所有していない場合は、船舶操縦者指定書
 - ・ 使用船舶の占有権又は使用权を証する書類又はその写し
- ② 期限のあるものは有効期限内のものをご用意ください。
- ③ 許可期間満了後も引き続き使用を希望する場合は、期間満了の1か月前までに新たに使用申請を行う必要があります。申請時は新規申請時と同様の添付書類をご用意いただきます。

(3) 変更する

- ① 許可を受けた船舶を変更する場合は、予め施設管理者にご相談ください。
- ② 審査の結果、適当と認められる場合は、手続きののち、新たな許可証を交付します。
- ③ 申請者が変更となる場合は、継続許可はできません。（船の譲渡による譲渡人へ許可は継続されません。）

(4) 利用をやめる

使用期間が満了し更新を行わない場合や許可取消を受けた場合は、以下の手続きを行ってください。

- ① 使用をやめる場合は、1か月前までに使用廃止届を提出してください。

- ② 使用者は、速やかに施設を原状回復させ、返還してください。
(工作物の設置等がある場合は、必ず自身で撤去・処分してください。)

6 禁止事項

施設の使用にあたり、以下の行為を禁止します。

- (1) 施設を破損すること。またそのような行為をすること。
- (2) 施設内にゴミや廃油などを投棄したり、放置したりすること。
- (3) 使用者が、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は転貸したりすること。
- (4) 指定する目的以外に使用すること。
- (5) 物揚場や水域に工作物を許可なく設置すること。
- (6) 施設内で営業行為その他類する行為をすること。
- (7) 他の利用者や周辺住民、水域利用者などに迷惑行為となるような行為をすること。

7 施設の使用について（使用上のルールなど）

使用にあたり、次の事項を遵守してください。

(1) 一般的注意事項

- ① 各自責任を持ってゴミの処理を行い、施設の整理清掃を行ってください。
- ② 許可済証(ステッカー)は、外部から確認できるように船舶に添付してください。
- ③ 港則法その他関係法令を遵守し、他の船舶の妨げとなる行為を行わないでください。

(2) 船舶の保管について

- ① 係留は物揚場等に縦づけし、係船環及び係留杭に確実に繋ぎ、安全確保に努めてください。特に舳先が突出している船舶の場合は、物揚場との接触により当該舳先部分が破損する場合があることから、各自で十分に防舷してください。また、係留杭から船尾が出る船舶は、強風等による係船杭との接触を避けるため、各自で十分に防舷する必要があります。
- ② 係留杭は隣接する区画の利用者と共用となりますので、譲り合って使用してください。
- ③ 物揚場（陸上）や水域（水面）に工作物（はしごや杭等）を設置する場合は、港湾事務所の許可が必要です。また、設置した工作物は責任を持って管理し、施設の利用をやめるときは必ず自身で撤去・処分してください。
- ④ はしごには係船ロープを結ばないでください。（損壊の原因となります）
- ⑤ 係留中船舶の盗難や毀損等について、県ではその責任を負いません。船舶の保管管理については各自の責任において、対策等を行ってください。
- ⑥ 台風等の発生時には、他の船舶に被害を及ぼさないよう、十分な措置を講じてください。転覆等の際に係留中の船舶から燃料油等危険物が水面に流出

するのを防止するため、燃料弁が装備されている船舶は、係留中に常時閉鎖しておく等の措置に努めてください。

(3) その他

- ① 使用に起因して施設に損傷または汚損を与えた場合は、自己負担により原状回復していただきます。
- ② 港湾事業やその他の工事の施工上、または維持管理上やむを得ない必要が生じた場合は許可の取消しや移動を命ずる場合があります。
- ③ 使用期間満了後、新たな許可を得ていない場合は、係留することはできません。速やかに施設を原状回復し、退去してください。

8 事故等が発生した場合

以下のような事態が生じた場合は、当事者の責任で処理し、必要に応じて海上保安庁（118番）や警察（110番）、施設管理者など関係機関への通報を行ってください。

処理に係る費用負担や損害賠償等については、当事者の責任において速やかに対応してください。

- ・ 乗船者が救助を要する事態となった場合
- ・ 施設内での船舶の衝突や水没、損傷、トラブル、火災などの事故等が発生した場合

9 施設管理者連絡先

宮城県仙台塩釜港湾事務所 港政班（こうせいはん）

所在 〒983-0001 宮城県仙台市宮城野区港3丁目1-3

電話 022-254-3132

中の島 PBS の概要

(1) 所在地

塩竈市中の島・舟入地内（貞山運河沿い）

※位置図及び係留施設配置図は別紙のとおり

(2) 施設の規模

係留施設 物揚場 総延長 410m

棧橋 総延長 94m

(3) 係留方式

水面係留（船揚場はありません。）

(4) 中の島 PBS 使用にあたっての注意事項

- ① N 施設は2船係留（係船杭の間に2船が入る）方式での係留です。また、係船杭は隣接する区画の方と共用となります。譲り合って使用してください。
- ② 中の島 PBS には駐車場がありません。近隣の駐車場をご利用ください。
- ③ 防潮堤に設置された門扉（陸閘）は完成後、常時閉鎖となり、乗り越し階段による出入りとなります。
※上記のほか、「レジャー用小型船舶係留施設使用のご案内」の禁止事項や使用上のルールを確認の上、施設を利用してください。

(5) 区画番号（バース番号）の位置



係船環の横にプレートを設置し、バース番号を表示しています。